

福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針 概要

熊本地震及び鳥取県中部地震における福祉避難所の課題を踏まえて、障がい者関係団体等当事者からご意見をお聞きし、福祉避難所や福祉避難スペース(一般避難所)の運営における必要な配慮について、市町村が行う福祉避難所の確保・運営の参考となるよう指針としてとりまとめたものである。

<鳥取県中部地震や熊本地震での課題>

- ・人材や物資の不足による福祉避難所の開設の遅れ
- ・調整機能が働かない(一般の被災者で福祉避難所が満員になり、対象者の受入れができない等)
- ・福祉避難所として指定できる施設が不足しており福祉避難所の確保が困難な市町村あり
- ・福祉避難所で被災状況等により受入れが困難な例あり
- ・福祉避難所の利用を巡る混乱を危惧することによる災害時の福祉避難所の周知不足 など

<構成と主な内容>

【目的】

- 熊本地震及び鳥取県中部地震における福祉避難所の課題を踏まえて、各市町村が行う福祉避難所の確保・運営の参考となる重要事項、留意事項などを取りまとめた。
- 平常時から指針の内容を広く住民へ周知し、理解を得ることにより、指針の実効性を担保する。

1 平常時の取組

○福祉避難所の対象者

- ・福祉避難所の対象者の範囲を示し、災害時に真に配慮が必要な者を見込む。
 - 確保しなければならない福祉避難所の総数及び不足数をあらかじめ把握しておき、災害時の応援要請等の見込みに役立てる。

○福祉避難所の周知

- ・福祉避難所の目的や機能、対象者など、福祉避難所に関する情報を広く周知する。
 - 災害時に一般被災者が緊急避難以外の理由で福祉避難所へ避難しないよう、事前に目的等について理解を促す。

○物資・機材・人材・移送手段・施設の確保

- ・大規模災害時等、自治体内での物資や人材等の確保が困難な場合は、近隣市町村や県の広域調整による応援が得られるよう、確認を行う。
 - 物資や人材の不足により福祉避難所の開設が遅れることがないよう、あらかじめ広域的手配が可能であることを県内で情報共有・確認しておく。
- なお、資機材の整備に当たって、県では補助制度を準備しています。

○福祉避難所の運営体制の確認

- ・民間施設など、施設関係者が福祉避難所開設の要請に速やかに応じることができるよう、平常時より運営体制の確認を行う。
 - 民間施設関係者とは事前に人員派遣や責任等についてよく話し合いを行う。また、関係者全員で福祉避難所の開設・運営体制の確認を行うことにより、要配慮者に対する福祉避難所の速やかな開設の準備を行う。

2 災害時の取組

○福祉避難所の速やかな開設

- ・発災と同時に拠点的な福祉避難所を開設し、障がいの程度に応じて受入れることができるような体制整備を検討する。

○福祉避難所における要配慮者への対応

- ・障がい等の種別ごとの必要な配慮は「3 一般避難所における要配慮者への対応」を参照し、福祉避難所においても充実に努める。

○人材の確保

- ・介護、生活相談の人材が不足する場合は、県が別途示す「鳥取県災害派遣福祉チーム」へ相談する。

○福祉避難所の運営に係る留意点

- ・福祉避難所に一般の被災者が避難した場合は、被災者の要配慮の状況等に応じて近隣の避難所へ移動を促す。また、移動するまでの間、福祉避難所の運営に協力してもらうよう依頼する。

3 一般避難所における要配慮者への対応

○共通事項

- ・対象者が自ら携行するものの準備を促しておく、また、行政が準備する物資、必要な人材等について、支援者から聞き取っておく。
 - 福祉避難所がただちに立ち上がらない場合でも、切れ目ない支援を行うために、一般避難所の福祉避難スペースにおいて提供できるケアを準備しておく

4 要配慮者に対応するために配慮すべき事項

○要配慮者別の個別の対応

- ・障がいの種別に応じて、避難所で困ること、必要な環境・備品、人材、周囲の人に呼びかける支援、本人や支援者の準備及び留意事項について、具体例を提示した。

< (例) 必要な環境・備品等 >

移動に困難がある人：(必要な環境) 車いす等で出入りできるよう段差をなくし、通路を確保する

(備品等) 車いす、床ずれ防止マット(エアーマット等)、紙おむつ 等

聴覚障がいのある人：(必要な環境) 情報を伝える場合は、チラシ、掲示板等の文字を使う

(備品等) 筆談用ホワイトボード、手話表現の一覧、手話テレビ(CS) 等

< (例) 周囲に呼びかけること >

視覚障がいのある人：目の不自由な方を見かけたら声をかけ、周囲の状況を伝える

自閉症等発達障害のある人：支援物資を取りに行く際に協力する

5 指針の周知・啓発

- ・指針の内容が理解・実践されるよう、多様な媒体による周知や、要配慮者・支援者等関係者への研修や訓練を通じて啓発を行う。

➢指針の実効性を担保する取組を行う。